

海上自衛隊訓令第27号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、航空修理隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成10年12月2日

防衛庁長官 野呂田 芳 成

航空修理隊の編制に関する訓令

（任務）

第1条 航空修理隊は、航空機及び航空機用機器（これらの維持及び修理に必要な部品、工具及び検査器具を含む。以下「航空機等」という。）並びに火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、航法器材、光学器材、通信器材、電波器材及び戦術情報処理器材（航空機又は航空機の航行に関するものに限る。）並びにこれらに付随する器材（これらの維持及び修理に必要な部品、工具及び検査器具を含む。以下「航空武器等」という。）の改修、維持及び修理（以下「修理等」という。）に関する業務を行うことを任務とする。

（司令）

第2条 航空修理隊の長は、航空修理隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもって充てる。

3 司令は、航空集団司令官の指揮監督を受け、航空修理隊の隊務を統括する。

（編制）

第3条 航空修理隊に、企画調整室、総務科及び修理部を置く。

（企画調整室）

第4条 企画調整室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 航空修理隊の業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。
- (2) 部隊等との調整に関すること。
- (3) 業務の統計及び能率的運営に関すること。
- (4) 品質管理に関すること。
- (5) 調達要求に関すること。
- (6) 物品の取扱いに関すること（修理科の所掌に属するものを除く。）。)
- (7) 隊内の事務の調整に関すること。

（総務科）

第5条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管及び文書に関すること。
- (2) 人事、福利厚生及び保健衛生に関すること。

- (3) 秘密の保全に関すること。
- (4) 会計に関すること。
- (5) 施設の維持管理に関すること。
- (6) 安全管理に関すること。
- (7) 車両の管理運用に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事務のほか、航空修理隊の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(修理部の分科)

第6条 修理部に、次の4科及び航空技術専門官1人を置く。

修理科

機体科

機器科

加工科

(修理科)

第7条 修理科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 修理等に係る計画に関すること。
- (2) 修理等に係る工程管理に関すること。
- (3) 修理等の設計に関すること。
- (4) 修理等に関する資料の整備及び保管に関すること。
- (5) 修理等に必要の物品の取扱いに関すること。
- (6) 修理等に係る検査及び試験に関すること。
- (7) 部内の事務の総括に関すること。

(機体科)

第8条 機体科においては、航空機等（航空機用機器のうち電機及び計器を除く。）の修理等（加工に係るものを除く。）及びこれに関する技術指導を行う。

(機器科)

第9条 機器科においては、航空武器等並びに航空機用機器のうち電機及び計器の修理等（加工に係るものを除く。）及びこれに関する技術指導を行う。

(加工科)

第10条 加工科においては、航空機等及び航空武器等の機械工作、板金、溶接、めっき、木工、塗装その他の加工に関する修理等及びこれに関する技術指導を行う。

(室長、科長及び部長)

第11条 室に室長を、科に科長を、部に部長を置く。

2 室長、科長又は部長は、司令（修理部の科長にあつては、修理部長）の命を受け、室務、科務又は部務を掌理する。

(航空技術専門官)

第12条 航空技術専門官は、修理部長の命を受け、航空機等及び航空武器等の修理等に関する技術指導（機体科、機器科及び加工科の所掌に属するものを除く。）及び調査研究に関する事務をつかさどる。

(委任規定)

第13条 この訓令に定めるもののほか、航空修理隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成10年12月8日から施行する。
- 2 航空工作所の編制に関する訓令（昭和51年海上自衛隊訓令第12号）は、廃止する。